

令和5年度 松山市会計年度任用職員（地域おこし協力隊員）採用試験実施要領

令和4年10月18日

松山市の忽那諸島では、全国の離島と同様に人口流出や少子高齢化が年々進行し、基幹産業である農業は耕作放棄地が増加し、地域行事や伝統文化の担い手が不足するなど様々な問題が生じています。そこで、こうした問題に向き合いながら、新たな視点で地域の魅力を引き出し、地域の方々と一緒に活性化を目指す「地域おこし協力隊員」を募集します。

1 試験区分、採用予定人数及び勤務場所

試験区分	採用予定人数	勤務場所
地域おこし協力隊員	1人	松山市忽那諸島（興居島地区を拠点に活動）

2 地域の概要

忽那諸島（人口4,321人：令和4年4月時点住民基本台帳登録人口）

松山市の忽那諸島は、瀬戸内海国立公園の西部、松山港沖の東西約20km、南北約28kmにわたって広がる、9つの有人島と多数の無人島からなります。島の主産業は第一次産業で、瀬戸内海特有の温暖で多照寡雨の気候に適した柑橘栽培や漁業が営まれています。特にまつやま農林水産物ブランド認定品である「紅まどんな」、「せとか」、「カラマンダリン」等の柑橘は、都市部の青果市場で高値で取引されています。

その一つである興居島は、人口約1,000人で、松山市の西約2Kmに位置し、高浜港からフェリーで約15分と松山市の島しょ部の中で市内中心部から最もアクセスがよい島です。毎年10月の秋祭りで演じられる「船踊り」（県指定無形文化財）や毎年4月20日、21日の2日間にわたる「島四国」という八十八か所巡りには多くの方が来島します。また、海水浴や釣り・サイクリングなど、観光・レジャーの島としても脚光を浴びているほか、近年は、移住者も増え、民間で空き家を活用して民泊できる場所が増えたり、コーヒーショップやカフェをオープンしたりするなど新たなにぎわいも生まれています。

●地域のPR動画●

①里島ディスカバリー

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/keikaku/chikishinko/ritoudouga.html>



②忽那諸島”里島”グラフィティ本編～

<https://www.youtube.com/watch?v=g4dtaWMAy9g>



3 業務概要

次の(1)から(3)の業務のほか、「自分ならできること」及び「自分がやってみたいこと」を応募時に提案（申込書に記載）していただき、それを精査・調整した上で、ミッションとして取り組んでいただきます【ミッション提案型】。

- (1) 関係団体との連携による地域協力活動及び市が実施する各種イベント補助
- (2) 地域が抱える課題を個性や魅力に変え、SNS等での情報発信
- (3) 移住希望者に対して、島内や定住促進住宅の案内などの移住・定住のサポート

【求める人物像】

- 地域課題の解決に向けて自発的・計画的に行動できる方
- 協力隊委嘱期間終了後に興居島を拠点に持続可能なビジネスを実践できる方
- 協力隊委嘱期間終了後も興居島に定住する意思のある方

4 受験資格

次の(1)から(8)までの要件を全て満たす者

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域や離島振興地域等の条件不利地域は除く）に住所を有し、地域おこし協力隊員として採用された後、活動地域に生活の拠点を移し、松山市に住民票を異動できる者
※地域要件については、総務省のホームページで確認していただくか、松山市まちづくり推進課にお問合せください。<総務省 HP https://www.soumu.go.jp/main_content/000717676.pdf>
- (2) 地域住民とコミュニケーションをとり、地域の活性化につながる事業に積極的に取り組むことができる者
- (3) 地域おこし協力隊の任用期間終了後、活動地域に定住する意欲がある者
- (4) 土曜日、日曜日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる者
- (5) 普通自動車運転免許を有する者
- (6) パソコンの基本操作（文書作成及び表計算等）ができる者
- (7) インターネットの基本操作（SNSによる情報発信等）ができる者
- (8) 次のアからオまでに該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - オ 平成11年改正前の民法（明治29年法律第89号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く。）

5 試験の科目、時期及び合格発表

区分	科目	時期	合格発表
第1次試験	書類選考		令和4年12月下旬(予定)に申込者全員に文書で通知します。
第2次試験	個別面接	令和5年1月中旬	第2次試験からおおむね2週間以内に受験者全員に文書で通知します。

※第2次試験は松山市で実施し、詳細については第1次試験合格者に通知します(新型コロナウイルス感染拡大に伴い、個別面接をオンライン面接に変更する可能性があります。)

※第2次試験の際に、次の書類を提出(オンライン面接の場合は郵送)する必要があります。

- (1) 住民票抄本(世帯主名、続柄、本籍地及び筆頭者を省略したものでも可)
- (2) 運転免許証のコピー(裏面に記載がある場合は裏面のコピーも必要)

6 申込方法

松山市会計年度任用職員(地域おこし協力隊員)採用試験申込書(忽那諸島)(必要事項を記入し、申込前6箇月以内に撮影した顔写真を貼ること。)を次のいずれかの方法でまちづくり推進課に提出してください。

- (1) 郵送(簡易書留) **令和4年12月16日(金) 必着**です。

(封筒表面に「地域おこし協力隊員申込み」と朱書きし、提出先までご郵送ください。)

- (2) Eメール **令和4年12月16日(金) 必着**です。

(メールのタイトルを「地域おこし協力隊申し込み」とし、提出先メールアドレスまでお送りください。)

なお、採用試験申込書は、以下の松山市ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/R5kyouryokutai.html>

7 勤務条件等

- (1) 勤務時間等 原則、月曜日から金曜日までの週5日、午前8時30分から午後4時30分まで(休憩1時間含む)の1日7時間勤務となります。
- (2) 週休日及び休日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)は休みですが、業務内容、地域の行事やイベント等に従事するなど、休みの日に出勤となることも想定されます。その場合は、月曜日から金曜日までの勤務日と振り替えるか、時間外勤務手当に相当する報酬を支給します。
- (3) 給与等 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。基本報酬の支給日は、原則として、毎月21日です。

基本報酬	その他報酬等
月額 169,535円(令和4年10月1日現在)	通勤に係る費用弁償、期末手当、時間外勤務手当に相当する報酬等

※昇給及び退職手当の支給はありません。また、給与から社会保険料等の本人負担分が控除されます。

(4) **任用期間** 令和5年4月1日(予定)から令和6年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、令和8年3月31日まで勤務できる予定です。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職(解雇)する場合があります。

※この試験の合格者は、松山市会計年度任用職員(地域おこし協力隊員)採用候補者名簿(以下「候補者名簿」という。)に登載され、そのうちから任命権者が採用者を決定します。候補者名簿の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

(5) **有給休暇等** 年次休暇、療養休暇、特別休暇

(6) **保険等** 健康保険(愛媛県市町村職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険、通勤及び公務上の災害補償制度

(7) **兼業等** 地域協力活動に支障のない範囲内で、任期終了後の定住・起業を見据えた兼業が可能です。ただし、兼業をする場合は市長に届け出る必要があります。

(8) **その他** 任用期間中の住居は、松山市が用意します(無償貸与)。ただし、転居に伴う費用、生活用備品、光熱水費、通信費等は、自己負担となります。また、活動に使用する車両とパソコンは、必要に応じて松山市が用意します。その他活動に要する経費(研修等参加のための旅費、消耗品費)は、予算の範囲内で松山市が負担します。

(注) 上記の勤務条件は改定される場合があります。

8 注意事項

(1) この試験で提出された書類は、原則として、返却できません。また、提出された個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。

(2) 申込みに係る費用は申込者の負担となります。

(3) 試験の経過及び結果に関する問合せには応じられません。

(4) 採用された場合、日常生活では自家用車が便利です。自家用車の持込をお勧めします。

(5) 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、面接及び採用等について変更となる可能性があります。

(6) 不明な点がある場合は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までにまちづくり推進課にお問い合わせください。

<提出先・問合せ先>

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市 坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課

電話 089-948-6816

Eメール sakanoue@city.matsuyama.ehime.jp

HP <https://www.city.matsuyama.ehime.jp>